

○東京藝術大学監事監査実施基準

〔平成16年4月1日〕
監事裁定

改正 平成17年4月1日 平成22年5月21日
平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成28年3月24日

(趣旨)

第1条 この基準は、東京藝術大学監事監査規則（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、監査の手続、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「部局」とは、事務局、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザをいう。

(監査計画)

第3条 監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の実施期間
- (3) 監査の方法
- (4) 監査の対象部局
- (5) 監査の重点事項
- (6) 監査の補助者

(監査事項)

第4条 監査事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営及び人事管理状況
- (4) 予算の執行及び資金運用の状況
- (5) 人件費の支給状況
- (6) 資産の取得、管理及び処分の状況
- (7) 決算報告書及び財務諸表
- (8) 防火その他保全に関する措置状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか業務に関する重要な事項

(監査の実施通知)

第5条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の手順等)

第6条 監事は、原則として次の各号に掲げる手順により監査を実施する。

- (1) 監査対象部局の長からの概況聴取
- (2) 監査対象部局の担当者からの個別聴取

(3) 帳票その他証拠書類の原本確認

(4) 書類と現物との照合確認

(5) 現地の調査

(6) 監査終了後の講評

2 監査は、悉皆監査を原則とするが、事項の性質によっては、合理的な方法で抽出して実施することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、監査対象部局に資料の作成を求めることができる。ただし、可能な限り、既存資料の活用を図るよう努める。

(監査記録)

第7条 監査の事務を補助する職員は、監査実施時期、監査対象部局、監査結果概要及び監査意見その他必要な事項を記した監査記録を作成し、監査終了後すみやかに監事に提出しなければならない。

(監査報告書)

第8条 業務監査及び会計監査（年次監査）の監査報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監査結果の概要

(2) 是正又は改善を要する事項

(3) その他必要と認める事項

(その他)

第9条 規則及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。